厚木市勤労者文化体育活動費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、勤労者の地位の維持及び向上、勤務条件の確保等労働環境改善を図り、勤労者福祉を推進することを目的として結成された労働団体の運営費の一部として、厚木市勤労者文化体育活動費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、厚木市補助金等交付規則（昭和45年厚木市規則第５号。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（対象団体）

第２条　補助対象となる労働団体とは、次の各号に掲げるものをいう。

(1) 厚木愛甲地域連合

(2) 厚木地区労働組合協議会

(3) 内陸工業団地労働組合交流会

（対象事業）

第３条　補助対象となる事業は、勤労者が組織する労働団体の振興及び正常かつ健全な発展並びに勤労者福祉の向上を図るための文化体育活動事業に要する経費とする。

（補助金額）

第４条　補助金の額は、過去の交付実績を基に当該年度の予算の範囲内で市長が定める額とする。

（交付申請）

第５条　補助金の交付を受けようとする労働団体の代表者は、厚木市勤労者文化体育活動費補助金交付申請書（第１号様式）に事業計画書及び収支予算書を添えて、市長に提出しなければならない。

（交付の決定）

第６条　市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたものについて交付を決定するものとする。この場合において、市長は、補助に条件を付することができる。

２　市長は、前項の規定により補助金の額を決定したときは、速やかに厚木市勤労者文化体育活動費補助金交付決定通知書（第２号様式）によりその旨を通知するものとする。

（事業計画の変更）

第７条　労働団体の代表者は、当該決定通知を受けた場合において、当該事業の計画を変更しようとするときは、厚木市勤労者文化体育活動費補助金事業計画変更承認申請書（第３号様式）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるものについて、厚木市勤労者文化体育活動費補助金事業計画変更承認通知書（第４号様式）によりその旨を労働団体の代表者に通知するものとする。

（交付時期）

第８条　補助金は、交付決定後、労働団体の代表者の請求書に基づいて交付する。

（実績報告書の提出）

第９条　補助金の交付を受けた労働団体の代表者は、その事業を完了したとき又は補助金等の交付決定に係る市の会計年度が終了したときは、厚木市勤労者文化体育活動費補助金事業実績報告書（第５号様式）に事業報告書及び収支決算書を添えて、市長に報告しなければならない。

（監査）

第10条　市長は、必要に応じ、補助金に係る事業について監査できるとともに、その適正な執行について勧告することができる。

（補助金の返還）

第11条　市長は、偽りその他不正行為により補助金の交付を受け、又は活動を中止し、若しくは補助金の交付要件を欠いた場合は、補助金の全部又は一部の返還をさせることができる。

附　則

この要綱は、平成19年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成20年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和３年７月１日から施行する。

第１号様式（第５条関係）

厚木市勤労者文化体育活動費補助金交付申請書

年　　月　　日

(あて先)　厚 木 市 長

住所又は所在地
団　　体　　名
氏名又は代表者名

次のとおり申請します。

1　事　　業　　名	
2　期　　間	
3　施　行　場　所	
4　事　　業　　費	円
5　申　　請　　額	円
6　添　付　書　類	□　事業計画書 □　収支予算書

第２号様式（第６条関係）

厚木市勤労者文化体育活動費補助金交付決定通知書

年　　月　　日

様

厚木市長　　印

年　　月　　日付けで申請のあった市補助金については、次のとおり決定したので通知します。

1	事業（事務）の名称	
2	補助金交付決定金額	円
3	補助条件	(1)　この補助金は、文化体育活動事業の運営のために交付するものであり、目的外への使用は一切しないこと。 (2)　市の監査を求められたときは、関係書類を提示すること。 (3)　不正な方法により補助金の交付を受けたことが判明した場合には、補助金交付の決定が取り消され、交付された補助金の全部又は一部の返還を命ずることができるものであること。 (4)　補助事業が完了したときは、定められた期限までに事業実績報告書及び収支決算書を市長に提出すること。 (5)　交付時期

第３号様式（第７条関係）

厚木市勤労者文化体育活動費補助金事業計画変更承認申請書

年　　月　　日

(あて先)　厚 木 市 長

住所又は所在地
団　　体　　名
氏名又は代表者名

次のとおり申請します。

1	事業（事務）の名称		
2	施行場所		
3	変更申請金額等	変更申請金額	円
		算出基礎	
4	変更の理由及び内容		
5	変更日	年　　月　　日	
6	添付書類	□　変更事業計画書 □　変更収支予算書	

第４号様式（第７条関係）

厚木市勤労者文化体育活動費補助金事業計画変更承認通知書

年　　月　　日

様

厚木市長　　印

次のとおり承認します。

1	事業(事務)の名称	
2	変更補助金額	円
3	条件	
4	指示事項	

第５号様式（第９条関係）

厚木市勤労者文化体育活動費補助金事業実績報告書

年　　月　　日

(あて先)　厚 木 市 長

住所又は所在地
団　　体　　名
氏名又は代表者名

次のとおり報告します。

1　事業(事務)の名称	
2 施　行　場　所	
3 事　業　費	円
4 補助金交付決定額	円
5 事業完了年月日	年　　月　　日
6 実績の概要（内容、効果等）	
8 添　付　書　類	□　収支決算書 □　関係書類